

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様には当然のこと、その他のあらゆる利害関係者に対し、経営の効率化、透明性並びに健全性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが上場企業としての最重要課題の一つであると認識しております。当社は、迅速な意思決定を行えるよう組織体制や諸規則を整備するとともに、監査役及び内部統制監査室による監査機能等により構築された内部統制システムの強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。なお、当社は、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化と責任の明確化により、経営のスピードアップを図るため、執行役員制度を導入しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社無量寿	1,515,658	22.10
エンチョー共栄会	1,153,100	16.81
すてきナイスグループ株式会社	617,500	9.00
株式会社三井住友銀行	333,163	4.85
エンチョー従業員持株会	283,974	4.14
遠藤健夫	205,628	2.99
遠藤敏東	203,698	2.97
山種不動産株式会社	116,000	1.69
株式会社三菱UFJ銀行	91,134	1.32
株式会社静岡銀行	88,218	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明更新

2018年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
仁瓶 眞平	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仁瓶 眞平		仁瓶眞平氏は独立役員として指定しております。それにつき本人の同意も得ております。	仁瓶眞平氏は昭和45年4月に株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)に入庫されており、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見及び経営に対する高い見識を有していることに加え、人格、識見の上で当社社外取締役として最適任と判断いたしました。また、同氏は同行退職後10年以上経過しており、一般株主と利益相反となるおそれはないと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の会計監査は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結び監査を受けております。監査役は、同監査法人と年4回の会合を開催し、決算監査実施状況、棚卸の監査実施状況、今後の監査課題等について意見交換を行っております。内部監査部門とは、月に1度の頻度で会合を開催しております。その内容といたしましては、内部監査状況の報告に加え、全社的に重大な影響が懸念される事項が存在する場合には、その状況報告及び改善に向けた対応策を検討しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 龍美	他の会社の出身者													
新保 昌義	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 龍美		吉田龍美氏は独立役員として指定しております。それにつき本人の同意も得ております。	吉田龍美氏はユニー株式会社(現ユニーグループ・ホールディングス株式会社)において長年総務部門の実務を担当し、豊富な実務経験を有していることに加え、人格、識見の上で当社監査役として最適任と判断しました。
新保 昌義		新保昌義氏は独立役員として指定しております。それにつき本人の同意も得ております。	新保昌義氏は、昭和50年4月に商工組合中央金庫に入庫されており、金融機関での長年の経験を有していることに加え、人格、識見の上で当社監査役として最適任と判断いたしました。また、同氏は平成22年に同庫を退職しており、一般株主と利益相反となるおそれはないと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

現段階では必要性がないと判断し、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

第58期(2019年3月期)の取締役報酬の内容は、取締役7名に対し、95百万円の支給、監査役3名(社外監査役含む)に対し14百万円の支給であります。なお、社外取締役1名に対し6百万円、社外監査役2名に対し5百万円の支給を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬規定を定めており、当規定の内容としましては、役員及び報酬の定義、報酬の体系、決定基準、支払方法等が定められております。報酬の決定方法は、各取締役への報酬は取締役会において決定しており、取締役会が取締役社長に決定を一任したときは、取締役社長が決定いたします。また、各監査役への報酬は監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役のサポート担当部署は特に設置しておりませんが、社外取締役へは取締役会事務局である総務部が主体となり、また社外監査役へは常勤監査役である社内監査役が情報提供を行っており、取締役会における活発な議論や適切な監視・監督が機能するよう図っております。具体的には取締役会資料の事前配布や必要に応じた事前説明等であります。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
遠藤 敏東	名誉会長	当社及びその関連会社の経営及び業務に関する相談、指導	非常勤 報酬有	2009/6/23	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

当社は、代表取締役経験者を相談役・顧問等で採用する際は、経営者としての経験に基づく高度な経営課題に係る助言等の提供を受けることを目的として、取締役会で決議しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、月1回の定例の取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を都度開催しております。また、取締役会のメンバーに加え、主要部室長参加のもと、隔週経営会議を開催しており、迅速に経営に関する意思決定ができる体制を整えております。なお、意思決定事項のうち、取締役会で内容の決定を社長に一任するとの決議がなされた場合も、社長の独断で決定するわけではなく、その決定事項を管理する部署の担当取締役との協議の上決定しております。

監査の状況につきましては、会計監査人である新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおります。業務を執行した公認会計士は、岡本和巳、野水善之の2名であります。監査手続としては、本社、店舗における実査、店舗における棚卸立会、決算内容の詳細な検討等を行っております。

各監査役は、原則月1回開催の取締役会に出席しており、社内監査役については、毎週開催される経営会議にも出席し経営監視の実効性を高めております。その他、各業務担当取締役及び執行役員等と適宜情報交換を行うとともに、内部統制監査室とも適宜情報交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を1名選任しております。また、監査役3名(うち2名は社外監査役)が取締役会に出席し、客観的且つ中立的な立場からの監視機能が適切に機能していると考えております。

また、経営の意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化並びに責任の明確化を高めるため、執行役員制度を採用し、経営の監視機能を十分に機能できる体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信及び決算説明資料等を開示しております。 https://www.encho.co.jp/ir00.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営企画室であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社経営理念「我が社は、どこよりも親切で、誰からも愛される企業になる」に基づき、お客様である一般消費者や株主の皆様、お取引先様等、様々なステークホルダーと円滑な関係を築けるよう、努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの基本方針について下記のとおり決定し、整備いたしております。

- 1 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は当社グループの取締役、使用人を含めた行動規範としてコンプライアンス基本規程を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令定款違反行為を未然に防止する。
 - (2) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社グループの取締役および使用人が直接通報を行うことができる内部通報体制を構築し独立性を維持した運用を行うこととする。
 - (3) 当社グループは社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める「企業行動指針」に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとする。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき、適切にかつ確実に保存・管理することとする。
- 3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループのリスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - (2) 不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- 4 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、各社取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
 - (2) 当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - (3) 取締役会の決議に基づく業務執行については、社内規程において定めることとする。
- 5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社の内部統制監査室は当社グループの業務全般を監査し、その結果を適時関係者に報告する。
また、当社は「内部統制委員会」を設置し当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。
 - (2) 子会社の重要な案件についてはあらかじめ当該子会社と協議し当社取締役会が決議する。
また、子会社の営業成績、財務状況、その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- 6 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 現在、監査役職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役職務補助のため監査スタッフを置くこととし、その人事については監査役の意見を尊重する。
 - (2) 監査役職務を補助すべき使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の指揮命令に従い、取締役および使用人は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- 7 当社グループの取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役および使用人は当社監査役から業務執行に関する事項、またはコンプライアンスに関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (2) 当社グループの取締役および使用人は直接、間接を問わず法令違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに当社監査役に報告する。
また、内部統制監査室は当社グループの取締役および使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- 8 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
1項(2)号の内部通報体制において、監査役に報告した者が、当該報告を理由として不利益な扱いを受けないことを明記する。
- 9 当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (2) 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。
- 10 その他当社監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、社内の重要課題等を把握し必要に応じて意見を述べるることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

